

お知らせ

●お客様のご要望にお応えして、直接弊社に保険金を請求いただいた場合に、以下のメール配信サービスを開始しました。

1. 「保険金請求受付メール」: 保険金請求を受付したことをお知らせします。
2. 「保険金支払い手続き完了メール」: 保険金のお支払い手続きが完了したことをお知らせします。

当メールの配信は、パソコンのメールアドレスを登録されている方が対象となります。まだ登録がお済みでない方は、ぜひこの機会に「ご契約者専用ページ」(<https://cs.anicom-sompo.co.jp/user/>)よりメールアドレスの登録をお願いします。

●弊社では「ご契約のしおり(約款を含む)」および「保険金請求方法のご案内」をホームページでもご覧いただけるようになりました。

「Web約款、Web保険金請求方法のご案内」をご利用いただき、地球環境保護にぜひご協力ください。

書面での届けが不要の場合は、ご契約者専用ページの「ご契約のしおり等送付不要のご登録」画面にてお手続きください。

※ご契約のしおり等送付不要のご登録をいただいた場合には、ご契約後にお届けしている冊子「ご契約のしおり(約款を含む)」と「保険金請求方法のご案内」の送付を省略させていただきます。なお、「ご契約内容のお知らせ」や「どうぶつ健康保険証」等につきましては、今までどおりのお届けとなります。
※ご契約ごとの登録が必要です。

保険金請求書類の送付先

●P16の〔料金後納用紙〕をコピーして定形封筒に貼付してください。

※料金後納用紙に印字された郵便番号と異なりますが、お客様ご自身で送料負担される場合は、こちらの番号を記載してください。

〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2F
アニコム損害保険株式会社 給付調査部 宛

お問い合わせ・各種お手続きはあんしんサービスセンターへ

あんしんサービスセンター **0800-888-8256** 携帯電話・PHSからはこちらへ **03-6810-2314** 受付時間: 平日 9:30~17:30 土日・祝日 9:30~15:30

※ご利用のIP電話のご契約状況により、上記「0800」の番号にはつながらない場合があります。※サービス向上のため、通話内容を録音させていただく場合があります。

ホームページからもお問い合わせ・ご質問を受付けております。 <http://www.anicom-sompo.co.jp/>

■指定紛争解決機関 弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター **0570-022808**  受付時間: 平日 9:15~17:00

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<http://www.sonpo.or.jp/>)

■引受保険会社


anicom
アニコム損害保険株式会社

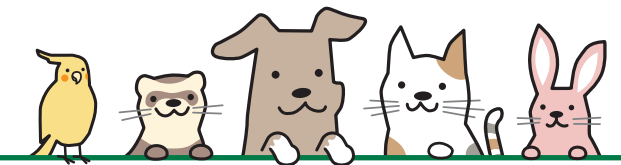
〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2F

BK002-1010-01



アニコム損保のペット保険
どうぶつ健保

保険金請求方法のご案内



「保険金請求方法のご案内」について

この冊子は、アニコム損保(以下、「弊社」)のペット保険(以下「どうぶつ健保」)の保険金請求方法や保険金請求の際にご注意いただきたいこと等を説明しています。別冊の「ご契約のしおり」およびP15、16の「保険金請求書(兼医療照会同意書)」をご一読の上、この冊子を被保険者(保険の補償を受けられる方)が、「保険金請求書(兼医療照会同意書)」および「どうぶつ健康保険証」とともに動物病院へ持参いただきますようお願いいたします。

ご契約者の皆様へのお願い

この冊子の内容を、被保険者の皆様とともにご理解くださいますようお願いいたします。ご契約時に被保険者について指定がない場合は、ご契約者が被保険者となります。ただし、被保険者を指定された場合には、ご契約者が被保険者に含まれない場合もありますのでご注意ください。被保険者の範囲は、ペット保険普通保険約款およびペット賠償責任特約において次のように定められています。

被保険者は保険証券等記載の被保険者(以下「本人」)のほか次の方をいいます。
ただし、ペット賠償責任特約の場合には、責任無能力者は含まれません。

- ①本人の配偶者
- ②本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

保険用語について

弊社では、どうぶつは大切な“家族”であり、単なる“ペット”ではないという思いから、法律上誤解を与えかねない場合を除き、できる限り「どうぶつ」と表記しています。
また、保険の対象となるどうぶつが被った身体障害を約款上「傷病」といい、以下「病気・ケガ」と表記しています。このほか主な保険用語のご説明につきましては別冊の「ご契約のしおり」に記載していますので、ご確認くださいませようお願いします。

2010年10月改定


anicom
アニコム損害保険株式会社


目次	
保険金請求手続きの流れ	01
保険金をご請求いただくにあたっての注意事項	03
窓口で精算できる場合のお手続き	05
窓口で精算できない場合のお手続き	07
ペット賠償責任特約について	13
Q&A	14
保険金請求書(兼医療照会同意書)	15
手術用診断書	17

Q1 対応病院は、どうやって調べるの?

A 詳しくはWebで!

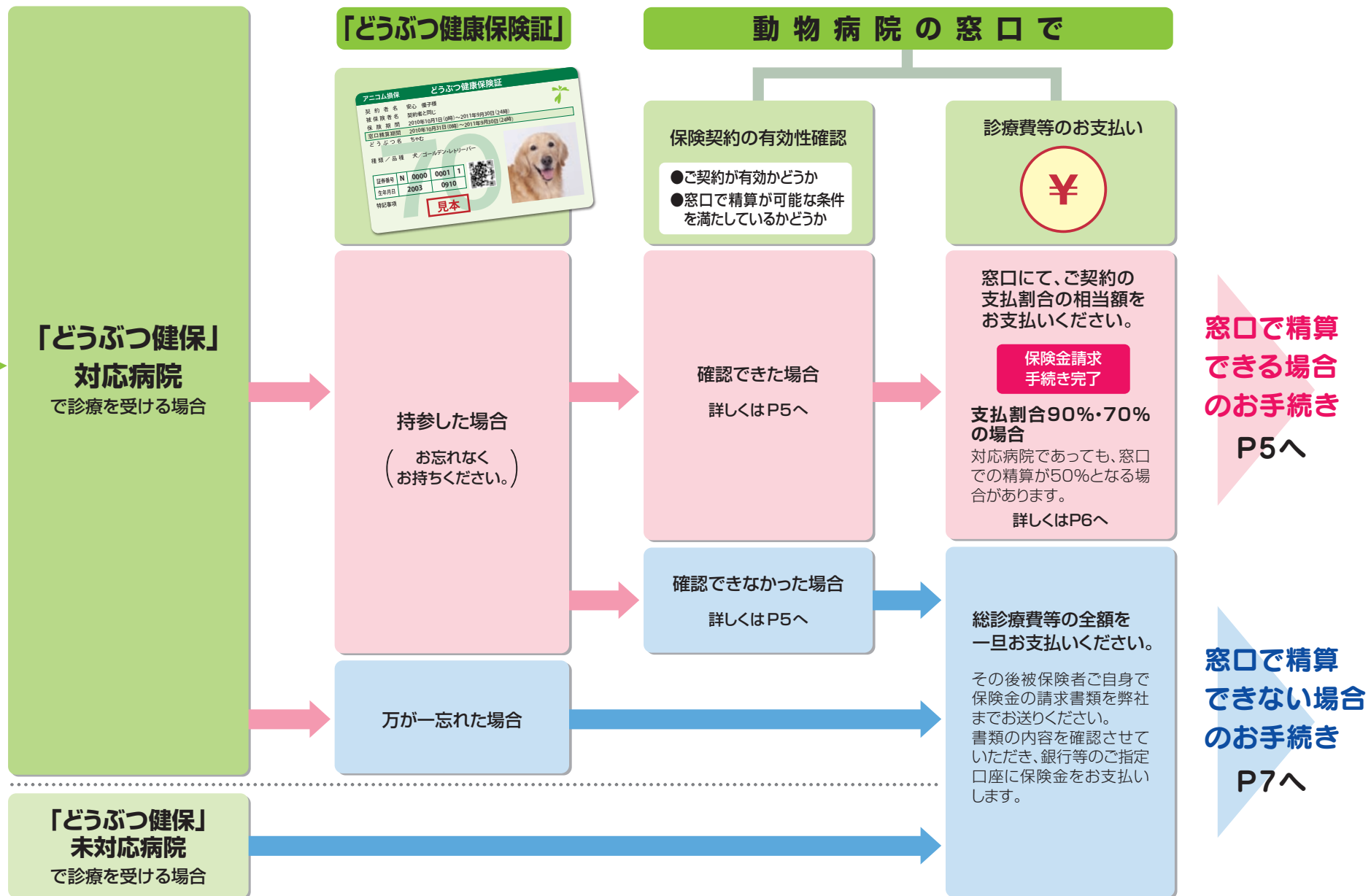
アニコム損保対応病院

<http://www.anicom-ah.com/>

携帯サイトは  **こちらから**

Q2 目印はあるの?

A 目印は緑のステッカーです!

窓口で精算
できる場合
のお手続き
P5へ

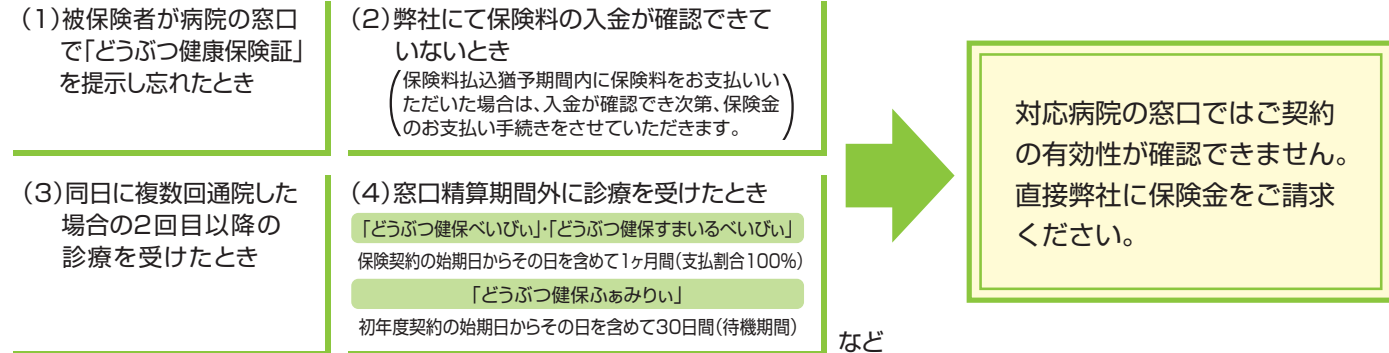
窓口で精算
できない場合
のお手続き
P7へ

保険金をご請求いただくにあたっての注意事項

保険契約の有効性確認や保険金をお支払いできない主な場合など、重要事項についてまとめています。

1 保険契約の有効性が確認できない主な場合

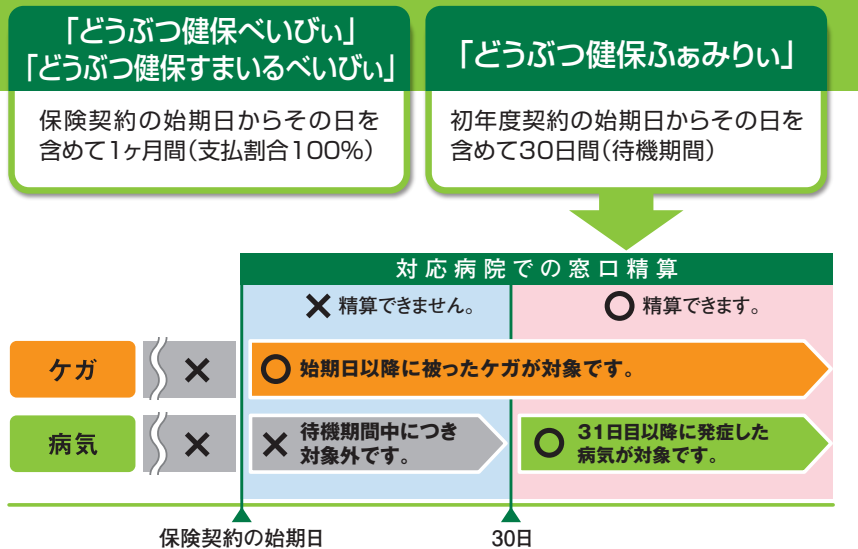
有効性確認とは、対応病院が弊社に対してご契約が有効であるか、また、窓口で精算が可能な条件を満たしているかを確認することをいいます。



窓口に精算ができない期間とは？



「どうぶつ健康保険証」の窓口精算期間を必ずご確認ください。

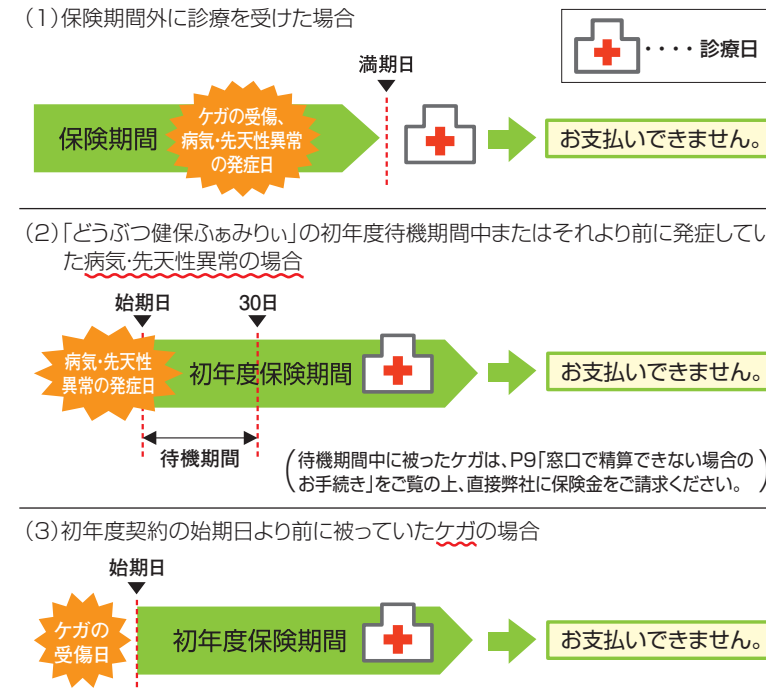


詳しくは、「保険金をお支払いできない主な場合」についてはP4を、「窓口で精算できない場合のお手続き」についてはP9をご覧ください。

2 保険金をお支払いできない主な場合

詳しくは、普通保険約款「第2章 保険金を支払う場合、支払わない場合 第2条、第3条および別表1」をご覧ください。

以下の場合、保険金をお支払いできませんので、全額自己負担をお願いします。



- ご契約いただいているどうぶつではない
- 保険料払込猶予期間内に保険料が支払われていない
- 診療日時時点で保険契約が解約・解除・取消されている
- 特定傷病除外特約に該当するケガおよび病気・先天性異常(「どうぶつ健康保険証」の特記事項欄でご確認いただけます。)
- 契約者、被保険者による故意または重大な過失、被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為が原因で生じた病気・ケガ等
- 地震、噴火またはこれらによる津波もしくは風水害等の自然災害が原因で生じた病気・ケガ
- 予防のために行ったワクチン接種費用およびマイクロチップの装着費用等
- 普通保険約款 別表1(第3条第2項関係)にかかげる事由のいずれかによって負担した診療費等

主な保険対象外の例

- 詳しくは普通保険約款 別表1(第3条第2項関係)をご覧ください。
- 既往症・先天性異常等
 - ご契約の始期日(またはお引渡日)より前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常等
 - 「どうぶつ健康保険証」の特記事項欄に記載のケガおよび病気・先天性異常等
 - ワクチン等の予防接種により予防できる病気
 - ただし、以下の病気の発症日がその予防措置の有効期間内である場合および獣医師の判断により、予防措置を講じることができなかったと認められる場合は、保険金を支払います。
 - 犬パルボウイルス感染症 ● 犬ジステンパーウイルス感染症 ● 犬パラインフルエンザ感染症 ● 犬伝染性肝炎 ● 犬アデノウイルス2型感染症 ● 狂犬病 ● 犬コロナウイルス感染症 ● 犬レプトスピラ感染症 ● フィラリア感染症 ● 猫汎白血球減少症 ● 猫カリシウイルス感染症 ● 猫ウイルス性鼻気管炎 ● 猫白血病ウイルス感染症
 - 交配にかかわる費用等
 - 家庭どうぶつとの交配、妊娠、出産、早産、流産、帝王切開、人工流産ならびにそれらによって生じた症状および病気・ケガ等
 - (保険制度運営上) 病気・ケガにあたらぬもの
 - 去勢・避妊手術等
 - 停留睪丸、睫毛乱生、涙やけ、臍(サイ:へそ)ヘルニア、そけいヘルニア、肛門腺しぼり等
 - 乳歯遺残、歯石取り、うさぎの過長歯に起因するすべての処置(不正咬合を含む)等
 - 耳掃除、爪切り、断耳、断尾等
 - ノミ・マダニの寄生予防の費用等
 - 検査費用
 - 健康診断費用等
 - 健康体に施す検査(症状を伴わない血液検査・糞便検査・フィラリア検査)費用等
 - 健康食品・医薬部外品等
 - 入院中の食餌に該当しない食物および療法食、獣医師が処方する薬事法上の医薬品以外のもの(健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品、海外薬等)
 - 代替医療等
 - 中国医学(鍼灸を除く)、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法、酸素療法等代替医療および減感作療法等
 - 治療費以外の費用治療付帯費用等
 - 動物病院内で処置に用いられるものを除くシャンプー(薬用シャンプーおよび医薬品シャンプーを含む)、イヤークリーナー(医薬品イヤークリーナーを含む)等
 - 時間外診療費、往診料、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、文書作成料、動物病院に行かず薬剤のみ配達される場合の配達料、またはこれらの同種の費用等
 - カウンセリング料、相談料、指導料等
 - 安楽死、遺体処置および解剖検査(死因分析)等
- お知らせ
ノミ・マダニ・ミミヒゼンダニ(ミミダニ)の駆除費用等は、症状の有無にかかわらず保険「対象外」としていましたが、2010年10月1日(金)診療分より、寄生や炎症等の症状があり、治療の一環として院内で駆除を行う場合に予防薬の使用も含め、保険「対象」とします。ただし、予防目的や炎症等の症状がない場合、またお持ち帰りの予防薬等は保険「対象外」とします。

窓口で精算できる場合のお手続き

対応病院の窓口における保険金請求手続きについての説明です。

窓口で精算できる3つの条件

1

「どうぶつ健保」対応病院で診療を受けること

2

窓口精算期間に「どうぶつ健康保険証」を病院の窓口で提示すること

3

病院の窓口で保険契約の有効性が確認できること

1 「どうぶつ健保」対応病院で診療をお受けください。

未対応病院で診療を受ける場合はP9のお手続きへ

2 窓口精算期間に「どうぶつ健康保険証」を病院の窓口で提示し、保険契約の有効性確認をお受けください。

「どうぶつ健康保険証」を対応病院の窓口で提示していただけない場合は、窓口で精算ができません。有効性確認とは、対応病院が弊社に対してご契約が有効であるか、また、窓口で精算が可能な条件を満たしているかを確認することを行います。



お忘れになった場合、有効性の確認ができなかった場合はP9のお手続きへ



3 対応病院の窓口で精算をしてください。

総診療費等から保険で支払われる金額を除いた診療費等を、対応病院へお支払いください。

		支払限度額/限度回数(回数)		対応病院窓口での被保険者のご負担額	
支払割合 90%	通院	支払限度額	限度回数(回数)	総診療費等	
	入院	18,000円 まで/1日	無制限 /1年	保険の対象となる診療にかかる費用	90% (保険で支払われる金額) 10% (被保険者のご負担額)
	手術	180,000円 まで/1回	2回 /1年	保険で支払われる金額(保険金)	
支払割合 70%	通院	支払限度額	限度回数(回数)	総診療費等	
	入院	14,000円 まで/1日	無制限 /1年	保険の対象となる診療にかかる費用	70% (保険で支払われる金額) 30% (被保険者のご負担額)
	手術	140,000円 まで/1回	2回 /1年	保険で支払われる金額(保険金)	
支払割合 50%	通院	支払限度額	限度回数(回数)	総診療費等	
	入院	10,000円 まで/1日	無制限 /1年	保険の対象となる診療にかかる費用	50% (保険で支払われる金額) 50% (被保険者のご負担額)
	手術	100,000円 まで/1回	2回 /1年	保険で支払われる金額(保険金)	

「どうぶつ健保べいびい」のご契約者および被保険者の方へ
 保険契約の始期日からその日を含めて1ヶ月間は支払割合100%のため、上記限度額および手術の限度回数のご利用は、残り1ヶ月間となります。

お手続き完了

以上のお手続きにより、対応病院の窓口で保険金のご請求手続きが完了します。ただし、お手続き上不備がある場合や診療費のお支払い内容について不明点がある場合は、後日弊社より被保険者に確認のご連絡をさせていただく場合がありますのでご了承ください。



ご注意

対応病院であっても窓口での精算が50%となる場合があります。その際は病院の窓口で、支払割合50%相当額を一旦お支払いください。

支払割合90%の場合* 後日弊社より、被保険者のご指定口座に差額分の保険金「40%相当額」をお支払いします。

支払割合70%の場合* 後日弊社より、被保険者のご指定口座に差額分の保険金「20%相当額」をお支払いします。

* 支払割合90%・70%との差額分につきましては、弊社が対応病院からの診療報告を受付けた日から、その日を含めて30日以内に被保険者のご指定口座に直接お支払いします。また、被保険者ご自身で保険金のご請求書類を直接弊社にお送りいただいた場合も、同様にお支払いします。ただし、保険金のお支払いにあたり確認事項がある場合は、確認完了次第のお支払いとなりますのでご了承ください。

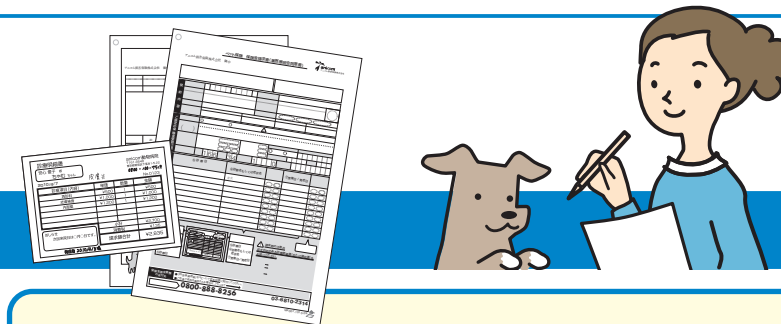
保険金等受取実績は、ご契約者専用ページでご確認いただけます。

ログイン方法 <https://cs.anicom-sompo.co.jp/user/>
 上記URLへアクセス >> 証券番号・暗証番号を入力してログイン

窓口で精算できない場合のお手続き

保険契約の有効性確認や保険金をお支払いできない主な場合など、重要事項についてまとめています。

病院で診療を受けた後に、被保険者ご自身で請求書類を作成していただきます。必要書類を取りそろえの上、被保険者ご自身で直接弊社に保険金をご請求ください。保険金請求に必要な書類は、診療日から30日以内(入院の場合は、退院日より30日以内)に提出いただきますようお願いいたします。



窓口で精算できない場合の具体例

「どうぶつ健保」未対応病院で診療を受ける場合

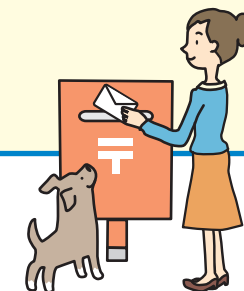
対応病院窓口で保険契約の有効性が確認できない場合

- | | |
|-------------------------------------|---|
| (1) 被保険者が病院の窓口で「どうぶつ健康保険証」を提示し忘れたとき | (2) 弊社にて保険料の入金が確認できていないとき
(保険料払込猶予期間内に保険料をお支払いいただいた場合は、入金が確認でき次第、保険金のお支払い手続きをさせていただきます。) |
| (3) 同日に複数回通院した場合の2回目以降の診療を受けたとき | (4) 窓口精算期間外に診療を受けたとき
「どうぶつ健保べいびい」・「どうぶつ健保すまいるべいびい」
保険契約の始期日からその日を含めて1ヶ月間(支払割合100%)
「どうぶつ健保ふぁみりい」
初年度契約の始期日からその日を含めて30日間(待機期間) |

など

他に提出書類が必要となる場合

適切にワクチン等の予防措置をしていたにもかかわらず、予防措置の有効期間内で予防できる感染症の診療を受けた場合には、「発症日より前に接種したワクチン証明書のコピー」をご提出ください。また、獣医師の判断により予防措置を講じることができなかった場合には、「獣医師の診断書・証明書のコピー」をご提出ください。
※診療明細書(または領収書)の控えが必要な場合には、ご自身でコピーの上お手元保管していただきますようお願いいたします。



その他

- (1) 入院の場合で、入院期間がご契約の保険期間外にかかっているとき(次年度もご継続いただいている場合を含みます。)
- (2) 夜間など緊急で来院され、診療日当日に保険契約の有効性が確認できなかったとき
- (3) 病院の会計システムの都合で窓口で精算できないとき(1回の入院にかかる診療費を2回以上に分けて支払いをする場合等を含みます。)

重要

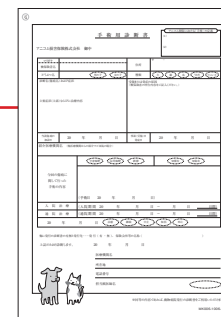
「どうぶつ健保」未対応病院で手術を受ける場合

手術用診断書
が必要です。

保険金請求書と診療明細書(または領収書)に加えて、同封の書類のコピーに記入を依頼してください。診療を受けられた動物病院で、すべての項目を記入いただけてください。同等の内容であれば、動物病院発行の診断書をご利用いただけます。※文書作成料は被保険者のご負担となります。

アニコム損保における「手術」の定義

- (1) 診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます。(縫合のみの場合は含みません。)
- (2) 全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および食道・胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。



手術診断書

P17をコピーしてご利用ください。



ご契約者専用ページからもダウンロードができます。

ログイン方法

<https://cs.anicom-sompo.co.jp/user/>
上記URLへアクセス >> 証券番号・増設番号を入力してログイン

窓口で精算できない場合のお手続き

- 動物病院の窓口で総診療費等の全額を、一旦お支払いください。
- 病院で診療を受けた後、診療明細書(または領収書)をお受け取りください。その際にお支払手続きに必要な項目が記載されているか確認の上、保険金請求書とともにお送りください。

ご注意 保険金請求書とともに送っていただく診療明細書(または領収書)の必要枚数

- (1) 通院 → 1日の通院ごとに1枚
- (2) 入院 → 1回の入院ごとに1枚 ※退院後にまとめてご請求ください。
- (3) 手術 → 1日の通院または1回の入院と合わせて1枚

診療明細書(原本)

領収書(原本)

お支払手続きに必要な項目

- 診療明細書(または領収書)に記載してあります。
 - 被保険者名
 - どうぶつ名
 - 動物病院情報(病院名・電話番号)
 - 内訳
 - 診療日
- 不足している項目は、余白または裏面に動物病院で記入いただくか、被保険者自身でご記入ください。
- 保険金請求書にご記入ください。
 - 診療日
 - 診断名もしくは症状名
 - 受傷日/発症日

- 被保険者ご自身で保険金請求書(兼医療照会同意書)を記入してください。
 - ※1ヶ月間に複数回にわたる診療を受けた場合は、それらをまとめて1枚の保険金請求書を作成してください。

【契約内容】【保険金受取口座】をご記入ください。(P11,12 注1 注2 参照)

病院の診療内容をご確認の上、記入してください。(P11,12 注3 注4 注5 注6 参照)

病院で「診療明細書(または領収書)」をお受け取りの際に、ご確認ください。(P12 注7 参照)

- 記入もれがないかご確認の上、保険金請求書と診療明細書(または領収書)を封筒に入れてポストに投函してください。

「どうぶつ健保」未対応病院で手術を受ける場合のみ必要です。

保険金請求書 + 診療明細書(原本) または 領収書(原本) + 手術用診断書(原本)

保険金請求書類の送付先

- P16の[料金後納用紙]をコピーして定形封筒に貼付してください。
- 料金後納用紙に印字された郵便番号と異なりますが、ご自身で送料を負担される場合は、右記の番号を記載してください。

〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2F
アニコム損害保険株式会社 給付調査部 宛

病院で診療を受けた後に、被保険者ご自身で請求書類を作成していただけます。
保険金請求に必要な書類は、診療日から30日以内(入院の場合は退院日より30日以内)に提出するようお願いいたします。

- 請求に必要な事項がそろったすべての書面が弊社に到着した日から、その日を含めて30日以内に被保険者のご指定口座に保険金をお支払いします。

ただし、保険金のお支払いにあたり30日を超えて特別な調査が必要となる右記の場合につきましては、それぞれの日数を経過する日までに保険金をお支払いします。

※診療後、日数が経過してからのご請求につきましては、お支払いに通常より時間がかかる場合があります。

保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院等による診断等の結果について照会が必要となる場合	90日
災害救助法が適用された地域における保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合	60日

病院窓口で全額を一旦お支払いください。

	支払限度額/限度回数(回数)		対応病院窓口での被保険者のご負担額	
	支払限度額	限度回数(回数)	総診療費等	
支払割合 90%	18,000円 まで/1日	無制限 /1年	90%	10%
通院	18,000円 まで/1日	無制限 /1年	総診療費等	
入院	18,000円 まで/1日	無制限 /1年	総診療費等	
手術	180,000円 まで/1回	2回 /1年	総診療費等	
			保険の対象となる診療にかかる費用	保険の対象とならない診療等にかかる費用
			90%	10%
			保険で支払われる金額(保険金)	被保険者のご負担額
				被保険者のご負担額
支払割合 70%	14,000円 まで/1日	無制限 /1年	70%	30%
通院	14,000円 まで/1日	無制限 /1年	総診療費等	
入院	14,000円 まで/1日	無制限 /1年	総診療費等	
手術	140,000円 まで/1回	2回 /1年	総診療費等	
			保険の対象となる診療にかかる費用	保険の対象とならない診療等にかかる費用
			70%	30%
			保険で支払われる金額(保険金)	被保険者のご負担額
				被保険者のご負担額
支払割合 50%	10,000円 まで/1日	無制限 /1年	50%	50%
通院	10,000円 まで/1日	無制限 /1年	総診療費等	
入院	10,000円 まで/1日	無制限 /1年	総診療費等	
手術	100,000円 まで/1回	2回 /1年	総診療費等	
			保険の対象となる診療にかかる費用	保険の対象とならない診療等にかかる費用
			50%	50%
			保険で支払われる金額(保険金)	被保険者のご負担額
				被保険者のご負担額

必要書類を取りそろえの上、被保険者より直接弊社にご請求ください。

「どうぶつ健保べいびい」のご契約者および被保険者の方へ
 保険契約の始期日からその日を含めて1ヶ月間は支払割合100%のため、上記限度額および手術の限度回数のご利用は、残り1ヶ月間となります。

お知らせ

お客様のご要望にお応えて、直接弊社に保険金を請求いただいた場合に、以下のメール配信サービスを開始しました。

- 「保険金請求受付メール」: 保険金請求を受付したことをお知らせします。
- 「保険金支払い手続き完了メール」: 保険金のお支払い手続きが完了したことをお知らせします。

当メールの配信は、パソコンのメールアドレスを登録されている方が対象となります。まだ登録がお済みでない方は、ぜひこの機会に「ご契約者専用ページ」(<https://cs.anicom-sompo.co.jp/user/>)よりメールアドレスの登録をお願いします。

ペット賠償責任特約について

詳しくは普通保険約款および
ペット賠償責任特約をご覧ください。

ペット賠償責任特約が適用されているかご確認ください。

ペット賠償責任特約は、基本契約に適用できる特約です。この特約が適用されているかは、「ご契約内容のお知らせ」または「Web保険証券」等でご確認ください。ご不明な場合は、弊社あんしんサービスセンターへお問い合わせください。

「Web保険証券」は、ご契約者専用ページで
ご確認ください。

■ログイン方法 <https://cs.anicom-sompo.co.jp/user/>
上記URLへアクセス >> 証券番号・暗証番号を入力してログイン

ペット賠償責任特約の 保険金をお支払いする場合

ご契約いただいているどうぶつが日本国内において、他人*¹や他の動物に噛みついたりすること等によってケガ等の身体障害を負わせたり、他人の財物を損壊する被害を与え、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、普通保険約款およびペット賠償責任特約の定めに従い保険金をお支払いします。ただし1事故につき、お支払限度額・被保険者自己負担額(免責金額*²)が設定されていますので、保険証券等でご確認ください。

*1 他人とは、ペット賠償責任特約第1章「用語の説明(3)他人」に定めるご契約者および被保険者にあてはまらない方をいいます。
*2 支払限度額の範囲で、免責金額(3,000円)を超過する損害額が保険金のお支払額になります。

保険金をお支払いできない 主な場合

賠償責任が発生しない場合	被保険者および被保険者と同一生計を営む同居の親族、別居の未婚の子等が法律上の賠償責任を負わない場合	ご契約のどうぶつが被保険者以外の方の管理下にある場合
	ドッグラン参加犬同士の衝突による受傷の場合	被保険者以外の方にご契約のどうぶつを預けたり、散歩を依頼している場合には、その方の過失により発生した事故は、通常被保険者には法律上の損害賠償責任が発生せず、 <u>保険金のお支払いができません。</u>
賠償責任が発生してもお支払いできない場合	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ●被保険者および被保険者と同居する親族に対する賠償責任 	

賠償責任事故 発生時の手続き

- STEP 1** 賠償責任事故の発生を弊社まですみやかに通知してください。
事故が発生した場合、すみやかに弊社あんしんサービスセンターまでご連絡ください。賠償責任事故の受付と保険金請求手続きのご案内をいたします。
- STEP 2** 被害者との示談前に弊社と打合わせをしてください。
被害者との示談解決については、示談締結前に必ず弊社の保険金支払担当者と打合わせをしてください。事前のご連絡や打合わせがなく示談解決された場合は、負担された金額の一部または全部について保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。



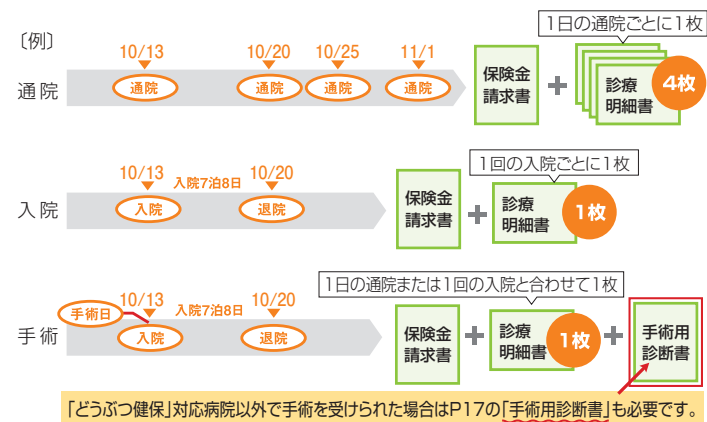
示談交渉(示談代行)について

ペット賠償責任特約においては、弊社担当が被保険者に代わって、直接被害者等(損害賠償請求者)との連絡や示談交渉を行う等のいわゆる示談代行はできませんのでご注意ください。賠償責任の有無、賠償額等について、担当者より被保険者にアドバイスをさせていただきます。

Q & A

Q1 「保険金請求書(兼医療照会同意書)」は数日分を1枚にまとめられるの?

A 診療後30日以内であれば、複数の診療分をまとめてご請求いただくことが可能です。ただし、お送りいただく診療明細書(または領収書)は次のとおりです。



Q2 1日に2回通院した場合、1日の支払限度額はいくらになるの?

A 同日に複数回通院した場合は、保険の対象となる診療費を合算の上、1日の支払限度額を上限として保険金を計算します。

【例】支払割合90%の場合

	保険の対象となる診療費	支払割合 90%	お支払いする保険金
10/1 通院 2回	午前 16,000円	16,000円 × 90% = 14,400円	14,400円 + 4,500円 = 18,900円 1日の通院の支払限度額は18,000円までです。
	午後 5,000円	5,000円 × 90% = 4,500円	

お支払いする保険金は、18,000円です。

Q3 必要な書類を送ってから保険金を受け取るのにどれくらいの日数がかかるの?

A 請求に必要な事項がそろったすべての書面が弊社に到着した日から、その日を含めて30日以内に保険金請求書にてご指定いただいた被保険者の口座に保険金をお支払いします。ただし、保険金のお支払いにあたり30日を超えて特別な調査が必要となる以下の場合につきましては、それぞれの日数を経過する日までに保険金をお支払いします。

保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院等による診断等の結果について照会が必要となる場合	90日
災害救助法が適用された地域における保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合	60日

Q4 2泊3日で入院した場合、入院日数は2日? 3日? そのときに手術を受けたら、支払限度額はどうなるの?

A 入院3日と数えます。
【例】支払割合70%の場合



Q5 夜間専門病院で診療し、診療中に午前0時を越えた場合は通院? 入院?

A 夜間専門病院での診療については、診療中に午前0時を越えた場合においても「入院費」が発生しない場合は通院1日と数えます。「入院費」が発生している場合は入院1日と数えます。

Q6 歯周病となり通院し、治療として全身麻酔下で抜歯と歯石除去をした。診察料や内服薬等をあわせても18,000円だったが、手術の回数は適用されるの?

A 2010年10月1日(金)診療分より、「手術」の定義*に該当し、かつ通院もしくは入院の支払限度額を超えない場合は、手術の回数を適用せず通院もしくは入院日数のみを適用します。*「手術」の定義につきましては、P8をご覧ください。

【例】支払割合70%の場合

保険の対象となる診療費	支払割合 70%
18,000円	18,000円 × 70% = 12,600円 1日の通院もしくは入院の支払限度額は14,000円までです。

お支払いする保険金は、12,600円です。

Q7 90%プランを契約しているが、対応病院の窓口での精算が50%だった場合、差額の保険金はいつ支払われるの?

A 弊社が対応病院からの診療報告を受けた日から、その日を含めて30日以内に被保険者のご指定口座に差額の保険金を直接お支払いします。また、被保険者ご自身で保険金のご請求書類を直接弊社にお送りいただいた場合も、同様にお支払いします。



※保険金のお支払いにあたり確認事項がある場合は、確認完了次第のお支払いとなりますのでご了承ください。

手術用診断書

アニコム損害保険株式会社 御中

アニコム損保における「手術」の定義

- (1) 診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます。(縫合のみの場合は含みません。)
- (2) 全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

フリガナ 被保険者名	〒	住所			
どうぶつ名	男の子	種類	犬	猫	鳥
診断名(傷病名)および症状	女の子	受傷または発症の原因 (被保険者の申告内容をご記入ください。)	うさぎ	フェレット	
主要症状(主訴)ならびに治療内容					
当該傷病の 初診日	20 年 月 日	事故(受傷)日 発症日	20 年 月 日		
紹介医療機関名 (他医療機関からの紹介でご来院の場合)					
今回の傷病に 関して行った 手術の内容	全身麻酔	局所麻酔	鎮静	切開有	切除有
	治療日	20 年 月 日			
入院治療	(手術日) 20 年 月 日				
入院治療	(入院期間) 20 年 月 日 ~ 月 日				
通院治療	(通院期間) 20 年 月 日 ~ 月 日				
20 年 月 日	治療	継続	中止	転医	死亡

他に発行の診断書の有無と発行先・・・発行(有・無)、保険会社等の名称()

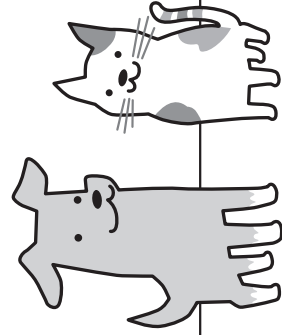
上記のとおり診断します。 20 年 月 日

医療機関名

所在地

電話番号

担当獣医師名

フルネームサインまたは
捺印

※同等の内容であれば、動物病院発行の診断書をご利用いただけます。

MK006-1006-07

併
行
用
紙

手術用診断書 コピーしてご利用ください。

ご契約者専用ページを
ぜひご利用ください。

保険金等受取実績をご確認いただけます。

各種書類の
ダウンロード

- 保険金請求書(兼医療照会同意書)
- 手術用診断書
- 料金後納用紙

ログイン
方法<https://cs.anicom-sompo.co.jp/user/>

上記URLへアクセス >> 証券番号・暗証番号を入力してログイン

「保険金請求受付メール」・「保険金支払い手続き
完了メール」の配信を開始しました。ぜひご契約者専用ページよりEメールアドレスをご登録
ください。